

児童虐待防止等のこども総合支援に向けた連携強化について

来年4月から、本市が独自に児童相談所を設置する予定です。

これを契機に、本市がこれまで進めてきた「子どもを核としたまちづくり」をさらに推し進めるとともに、支援を必要としている子どもの早期把握と関係機関との情報共有に向け、児童相談所、こども食堂及び放課後児童クラブ（以下、「児童相談所等」という。）との連携強化を図り、児童虐待の未然防止に取り組みます。

1 基本方針

- (1) 教員が児童相談所等の意義を理解し、それぞれとの密接な連携を図り、「お互いに顔の見える関係」を構築する。
- (2) 学校は、支援が必要な児童生徒の情報を児童相談所等に提供し、情報共有する。
- (3) 児童虐待が疑われる児童生徒を発見した学校は、躊躇することなく児童相談所へ通報するとともに、連携して必要な支援を早急を実施する。

2 児童相談所との連携

- (1) 今後の取り組み
 - ① 研修の充実
 - ・児童虐待等についての教職員研修を実施する（管理職から順次実施）。
 - ・校内研修等により、校長が教員に児童相談所等との連携について周知する。
 - ② 情報の共有
 - ・学力や出欠、気付きなど、児童生徒の「気になる情報」を記録（共通様式化）し、校内での情報共有に留まらず、児童相談所等との共有を図る。
 - ・学校と児童相談所との定期的な情報交換の場を設ける。
 - ③ 通報ルールの確立
 - ・児童虐待のリスクを客観的に判断できるチェックリストを活用し、リスクが認められれば確実に連携する。（チェックリスト及びマニュアルは既存分を改定し作成する）
 - ・学校現場からの通報専用・相談窓口（校長・教頭を経由しない場合も可）を設置し、児童相談所とスムーズな連携を図る。
 - ・児童虐待の兆候や留意するポイントについて市民や関係機関に周知しておく。
 - ④ 確実な支援
 - ・学校からの直接の通報に加え、SC・SSWを経由したルートを確保する。
 - ・早い段階からSC・SSWを活用する。

(2) スケジュール案

2018年度：チェックリスト及びマニュアルの改定・作成、市民への周知

2019年度：校内研修等の実施（児童相談所との連携・通報義務・相談窓口など）

学校と児童相談所との情報共有・情報交換会の開催

学校現場からの通報専用・相談窓口の設置

3 こども食堂との連携

(1) 現状の関わり

① 小学校家庭科室での実施

錦浦小学校家庭科室において、月に2回、土曜日の夕食時間帯に、まちづくり協議会の運営により開催。

② コミセンでの実施

中学校コミセンでは、3か所（野々池、大久保、魚住）で開催。

また、小学校コミセンでは、食堂型2か所（林、谷八木）、カフェ型3か所（王子、高丘西、二見北）で開催。

③ 小学校を通じた開催チラシの配布

多くのこども食堂では、こども食堂の開催ごとに、小学校を通じて全校児童に開催チラシを配布。

(2) 今後の取組み

① 情報共有

あかしこども財団のコーディネートにより、こども食堂を訪問し、課題や子どもの状況等を共有する。実際にこども食堂を見て子どもの状況を確認することで、支援が必要な子どもの早期把握に努める。

また、支援が必要な子どもの情報を、児童相談所も含めながら適切に共有することで、効果的な連携に繋げる。

② 教職員向け研修会の実施

こども食堂への理解を促進するため、教職員向けの研修会を実施する。

また、こども食堂関係者が集まる場（交流会や研修会、打合せ等）に学校関係者が参加することで、共通認識を図り、課題の共有やこども食堂関係者との関係構築に取り組む。

(3) スケジュール案

2018年度：子ども食堂との情報共有

2019年度：教職員向け研修会の実施

4 放課後児童クラブとの連携

(1) 現状の関わり

① 学校施設の利用

学校の教室を活用して児童クラブを実施。教室がない場合は、学校敷地内に専用施設（プレハブ建物）を設置。

② 情報共有

学校行事や安全に関する情報について、学校から児童クラブへ情報を提供。

(2) 今後の取組み

① 情報の共有

学校行事や安全に関する情報に加え、児童の様子の変化、支援の必要な児童の情報等について、放課後児童クラブとの情報共有を図るため、情報共有のルール化、連絡窓口の明確化を行い、学校現場と放課後児童クラブとの日常的、定期的な連携を積極的に図る。

② 教職員の意識改革

- ・放課後児童クラブとの連携の必要性や学校内で実施する意義についての教職員研修（管理職を対象）を実施する。
- ・校内研修等により、校長が教員に放課後児童クラブとの連携について周知する。

③ 施設の開放

普通教室及び特別教室（以下「教室等」という）の考え方等のルール化を行い、学校施設の活用を図る。

また、モデル的に放課後や夏休み等に使われていない教室等のより積極的な開放を図る。

(3) スケジュール案

2019年度：情報共有のルール化、連絡窓口の明確化

教職員研修等の実施

教室等の考え方等のルール化